

令和２年７月定例教育委員会会議

１．日 時

令和２年７月２９日（水）午前１０時００分～午前１１時３０分

２．場 所

河内長野市役所８階 ８０２会議室

３．出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

４．会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、尾上委員

５．事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、山崎教育総務課長、生田教育指導課長、大谷教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、森地域教育推進課長、有村図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

６．会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和２年７月定例教育委員会会議を開会いたします。

(１) 前回会議録の承認

松本教育長

前回会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、前回会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

今回の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と尾上委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、尾上委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

6月30日から7月28日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず7月1日水曜日は、市校長会に出席しました。また辞令交付式を行いました。同日、市議会臨時会に出席しました。

2日木曜日は、予算常任委員会と市議会臨時会に出席しました。

3日金曜日は、局内会議に出席しました。また、大阪府都市教育長協議会役員会及び定例会に出席しました。

6日月曜日は、南河内地区人事協議会及び南河内地区市町村教育長連絡協議会に出席しました。

8日水曜日は、教育物品の寄贈式を行いました。株式会社エンセイ様から手指消毒用アルコールジェルを136本寄贈いただきました。

10日金曜日は、市教頭会に出席しました。また、南河内ブロックこども会育成連絡協議会第1回代表者会議に出席しました。

13日月曜日は、大阪府都市教育長協議会から大阪府教育庁に対して、新型コロナウイルスやGIGAスクール構想に関する緊急要望書の提出を行いました。

16日木曜日は、大阪府都市教育長協議会役員会に出席しました。また、小中学校長会役員合同懇談会に出席しました。

20日月曜日は、庁議に出席しました。また市長訓示式と市部長会に出席しました。

27日月曜日は、庁議に出席しました。

28日火曜日は、臨時教育委員会会議に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

つづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

(4) 教育委員報告

澤田教育長職務代理者

教育委員会会議や総合教育会議について、現在は対面式で行っているが、オンラインでの会議開催が可能であるとの、文部科学省の通知があったと聞いています。

松本教育長

大阪府が国に対してオンラインの方式の可否について問い合わせをしていたようですが、その回答が来たものです。

(5) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第25号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第25号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

本件につきましては、大阪府の職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例において、仕事と子育ての両立のために子育て部分休暇と不妊治療休暇、この2つの休暇が新しく新設されたことに伴いまして、一部改正が行われることから、これを参照している本規則の改正を行うものでございます。

大阪府の条例の第17条と第18条に子育て部分休暇、また不妊治療休暇

の規定が追加されることになります。

子育て部分休暇というものは、小学校の1年生から3年生に在籍している子どもを養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合、休暇の取得ができるものであります。実際には1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間について休暇が認められるものです。

また不妊治療休暇というものは、不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合について取得ができる休暇となります。これは1会計年度につき6日を超えない範囲内で必要と認められる時に休暇が認められるものです。

説明は以上となります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

それではご異議等ございませんでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第25号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を承認いたします。

引き続き、議案第26号「河内長野市立文化会館条例の一部改正について」の説明をお願いします。

二井文化・スポーツ振興課長

議案第26号、議案第27号につきましては、類似の案件になりますので、合わせて説明してもよろしいでしょうか。

松本教育長

委員の皆様、よろしいでしょうか。

各教育委員

はい。

二井文化・スポーツ振興課長

それでは、議案第26号「河内長野市立文化会館条例の一部改正について」及び議案第27号「河内長野市立市民交流センター条例の一部改正について」合わせてご説明いたします。

この河内長野市立文化会館と河内長野市立市民交流センターにつきましては、今年度中に令和3年度からの指定管理者の選定を行うべきところではありますが、今般新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威をふるい、一定の鎮静後も第2波発生の危険性が出てきている状況の中にあっては、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の状況を見極めて、改めて指定管理者の選定を実施することが、公平かつ適正な事業者選定につながるものと判断し、両館の指定管理者を1年間再指定するため、両条例を改正するものでございます。

改正前では指定管理者の指定の期間は、指定の日から起算して5年間としています。改正後は、指定の日から起算して5年以内とし、1年の再指定を可能とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので、議案第26号「河内長野市立文化会館条例の一部改正について」及び議案第27号「河内長野市立市民交流センター条例の一部改正について」を承認といたします。

引き続き、議案第28号「河内長野市立三日市幼稚園の新入園児募集停止について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第28号「河内長野市立三日市幼稚園の新入園児募集停止について」ご説明いたします。

本件につきましては、河内長野市立三日市幼稚園において、幼児教育を行う上での適正人数を確保するのが困難であることから、令和

3年度から令和5年度の新入園児の募集を停止することについて、河内長野市立三日市幼稚園規則第3条の規定に基づき、教育委員会に議決を求めるものでございます。

まず現状について、三日市幼稚園では、平成30年度、それから令和元年度の入園者が2年連続で10名を下回りました。これは幼児教育を行う上で、適正とされる人数を下回り、標準的な幼児教育が行えないということでございます。一方で市内施設による幼児教育等のサービス提供量は充足されていることから、公立幼稚園としての継続は困難な状況となっております。そこで、令和元年度に保護者等に対して、現在園児卒園後の令和3年度から休園する方針を説明した上で、令和2年度新入園児の募集を停止してまいりました。このことから、現在は年長児6名にて運営しているという現状でございます。

次に令和2年度以降の幼児教育の提供量等について、募集停止以降の状況についてご説明させていただきます。三日市幼稚園の募集停止による影響については、令和2年度の4歳児の市内施設定員が837人でございます。それに対し、入園児童が688人であり、市内施設の受け入れの余裕がございます。三日市幼稚園の令和2年度の新入園児募集停止により、定員面から児童が受け入れられないことはございませんでした。なお令和2年4月から、市立千代田台保育所が市立千代田台こども園として開設されることにより、公立施設のセーフティネットとしての役割は確保されているという状況でございます。次に未就学児童の人口推移と受け入れ施設の定員についてです。幼児教育の対象となる3歳から5歳の児童を含む、本市の未就学児童の人口は、本市人口の減少や少子化などの影響により、年々減少しており、今後においても同様の傾向が続くと予想しております。一方、3歳から5歳受け入れ施設では、対象人口を上回る定員が確保され、現状では3歳未満の児童を含め、対象児童に対する提供量が確保されている状況でございます。3歳から5歳については、令和2年度では、対象人口が2086名に対しまして、受け入れ施設の利用定員が2504名となっております。この状況は当分変わらないものとして推計しております。受け入れ人数は2500名台で令和6年度まで推移しております。対象の人数の方につきましては、令和6年度にかけまして、若干減少の傾向が続

いていく、そのような推計をしております。

次に本市域における大規模開発についてですが、現状で本市域では大規模な開発は着手しておらず、令和3年4月以降も対象人口の大幅な増加を見込む状況にはありません。

以上のことから、令和3年度以降の三日市幼稚園についてですが、本市域での幼児教育等の受け入れ体制は現時点では充足されており、このことは今後も続くと思込まれることから、三日市幼稚園の新入園児の募集を令和3年度から令和5年度まで停止し、その間は休園とします。令和6年度以降については、休園期間に対象児童の人口推移と受け入れ体制を把握しながら、再開または廃園を判断することといたします。なお休園期間中の施設は、地域と協議するなど有効活用を図るとともに、適正管理を図ってまいります。今後のスケジュールについては、令和2年9月号の広報に今ご説明いたしました内容について掲載予定でございます。合わせて市のホームページにも掲載していく予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

澤田教育長職務代理者

確認ですが、再開の可能性があるため、施設はそのまま維持管理するということによいですか。

生田教育指導課長

施設自体につきましては、再開する可能性もありますので、当面の間はそのまま維持管理していきます。その間につきましては、教育委員会の中で十分な有効利用をしたり、または地元の方に使用していただくというような活用方法も考えていきます。

松本教育長

他にご異議等がないようですので、議案第 28 号「河内長野市立三日市幼稚園の新入園児募集停止について」を承認いたします。

次に報告案件に移ります。

(6) 報告案件（要旨）

- ・報告第 21 号「労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について」

市立ふるさと歴史学習館及び市立滝畑ふるさと文化財の森センターにおける、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 28 日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告し承認を得たもの。

- ・報告第 22 号「令和元年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算の報告について」

令和元年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月市議会に報告するため、本定例教育委員会議に報告したもの。

- ・報告第 23 号「令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算について」

令和 2 年 7 月市議会に提案された令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算のうち、教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、市長より意見を求められたもの。なお、本件については緊急に市議会への議案を作成する必要性が生じたため、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、これを報告し承認を得たもの。

(7) その他報告（要旨）

各課・館長

令和 2 年度主要事業報告 第 1 四半期について

（別添資料により説明）

山崎教育総務課長

後援名義 第1四半期について
(別添資料により説明)

森地域教育推進課長

成人のつどいについて
(別添資料により説明)

有村図書館長

開館時間の変更について
夏休みのイベントなど
図書館 資料展示について

閉 会

松本教育長

以上で7月定例教育委員会を閉会します。

令和２年８月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和２年８月２７日（木） 午前１０時００分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所 ７階 行政委員会室

教育長報告（令和２年６月３０日～令和２年７月２８日）

別 紙

7月1日（水）	市校長会 辞令交付式 市議会臨時議会
7月2日（木）	予算常任委員会 市議会臨時議会
7月3日（金）	局内会議 大阪府都市教育長協議会役員会（アウーナ大阪） 大阪府都市教育長協議会定例会（アウーナ大阪）
7月6日（月）	南河内地区人事協議会（府民センター） 南河内地区市町村教育長連絡協議会
7月8日（水）	教育用物品寄贈式（株式会社エンセイ寄贈）
7月10日（金）	市教頭会 南河内ブロックこども会育成連絡協議会第1回代表者会議（キックス）
7月13日（月）	大阪府都市教育長協議会から緊急要望書の提出（府教育庁）
7月16日（木）	大阪府都市教育長協議会役員・小中学校長会役員合同懇談会（アウーナ大阪）
7月20日（月）	庁議 市長訓示式 市部長会
7月27日（月）	庁議
7月28日（火）	7月臨時教育委員会会議

令和 2 年 7 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和２年７月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第２５号 河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

(説明担当 教育指導課・・・p. 1)

議案第２６号 河内長野市立文化会館条例の一部改正について

(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 3)

議案第２７号 河内長野市立市民交流センター条例の一部改正について

(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 5)

議案第２８号 河内長野市立三日市幼稚園の新入園児募集停止について

(説明担当 教育指導課・・・p. 7)

(報告案件)

報告第２１号 労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について

(説明担当 教育総務課・・・p. 8)

報告第２２号 令和元年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算の報告について

(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 9)

報告第 2 3 号 令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算について

(説明担当 教育総務課、教育指導課、文化・スポーツ振興課

・ ・ ・ ・ p. 1 0)

議案第 2 5 号

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する規則の一部改正について

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正については、次のとおりです。

令和 2 年 7 月 2 9 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

河内長野市教育長

河内長野市教育委員会規則第 12 号

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年河内長野市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 16 条の 2（介護時間）及び第 17 条（臨時的任用職員の休暇）」を「第 17 条（子育て部分休暇）、第 18 条（不妊治療休暇）及び第 19 条（臨時的任用職員の休暇）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

河内長野市立文化会館条例の一部改正について

河内長野市立文化会館条例の一部改正については、次のとおりです。

令和 2 年 7 月 29 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 号

河内長野市立文化会館条例の改正について

河内長野市立文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市立文化会館条例の一部を改正する条例

河内長野市立文化会館条例（平成 3 年河内長野市条例第 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条の 4 第 1 項本文中「5 年間」を「5 年以内」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

河内長野市立市民交流センター条例の一部改正について

河内長野市立市民交流センター条例の一部改正については、次のとおりです。

令和 2 年 7 月 29 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 号

河内長野市立市民交流センター条例の改正について

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例

河内長野市立市民交流センター条例（平成 13 年河内長野市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 第 1 項本文中「5 年間」を「5 年以内」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

河内長野市立三日市幼稚園の新入園児募集停止について

河内長野市立三日市幼稚園について、河内長野市立三日市幼稚園規則第 3 条の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度の新入園児の募集を停止する。

令和 2 年 7 月 29 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 1 号

労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 2 のとおり報告する。

令和 2 年 7 月 2 9 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 2 号

令和元年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並び
に決算の報告について

令和元年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算に
ついて、別冊 3 のとおり報告する。

令和 2 年 7 月 2 9 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 3 号

令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算について

令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算について、別冊 4 のとおり報告する。

令和 2 年 7 月 2 9 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別冊 1

議案第 28 号関係

河内長野市立三日市幼稚園の新入園児募集停止について

河内長野市教育委員会事務局

3

○

○

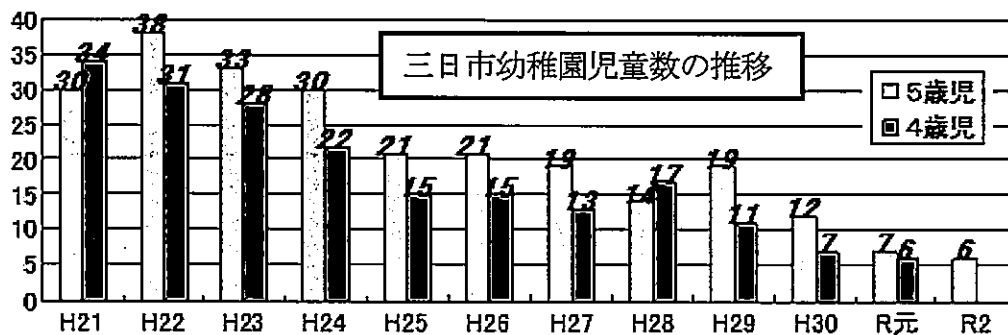
2
1

河内長野市立三日市幼稚園の新入園児募集停止について

1. 現状

三日市幼稚園では平成30年度・令和元年度の2年連続入園者が10名を下回った。これは幼児教育を行う上で適正とされる人数を下回り、標準的な幼児教育が行えなくなっている。一方で、市内施設による幼児教育等の提供量は充足されていることから、公立幼稚園としての継続は困難な状況となった。

そこで、令和元年度に関係者に対して、在園児卒園後の令和3年度から休園する方針を説明した上で、令和2年度入園児童の募集を停止し、現在は年長児6名にて運営している。



【令和元年度の主な経過】

- 令和元年7月 三日市幼稚園保護者に休園について説明
- 〃 三日市小学校区連合町会役員に休園について説明
- 令和元年8月 福祉教育常任委員協議会に休園について説明
- 令和元年9月 定例教育委員会議決「令和2年度新入園児の募集停止」
- 令和元年10月号広報 新入園児の募集停止（ホームページにも掲載）

2. 令和2年度以降の幼児教育の提供量等について

① 三日市幼稚園の募集停止による影響について

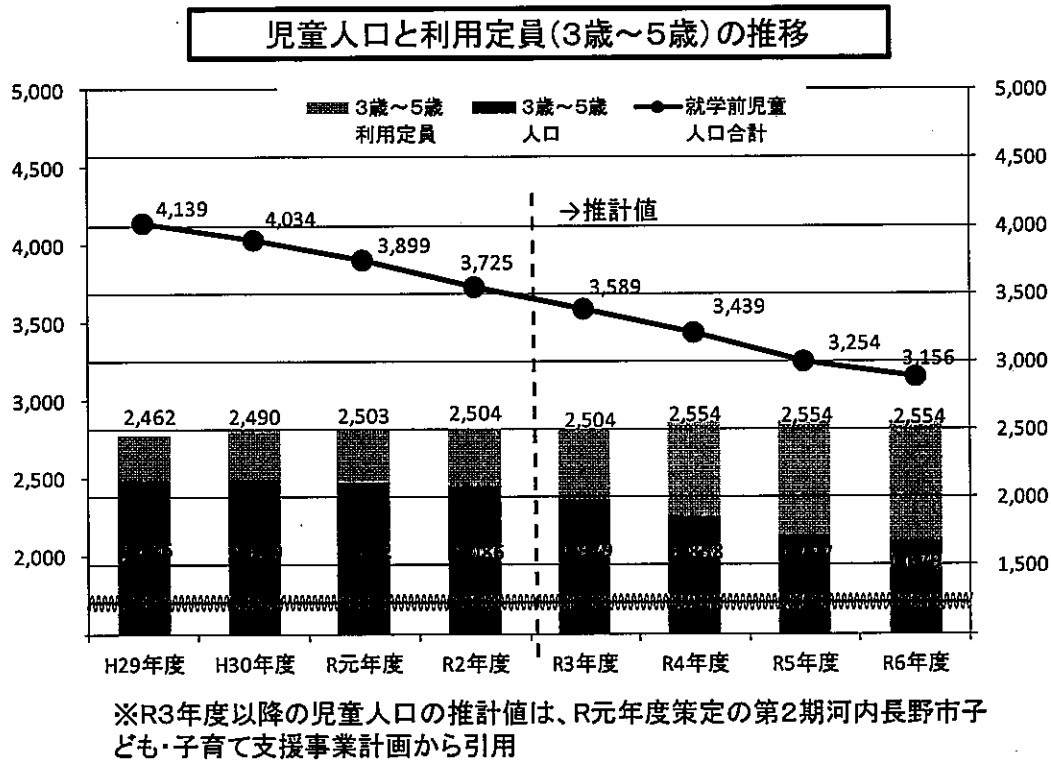
令和2年度の4歳児の市内施設定員837人に対し、入園児童は688人であり、市内施設には受入余裕があった。三日市幼稚園の令和2年度新入園児募集停止により、定員面から児童が受け入れられないということにはなかった。

なお、令和2年4月1日から市立千代田台子ども園が開設されたことにより公立施設のセーフティーネットとしての役割は確保されている。

② 未就学児童の人口推移と受入施設の定員について

幼児教育の対象となる3歳～5歳の児童を含む本市の未就学児童の人口は、本市人口の減少や少子化などの影響により年々減少しており、今後においても同様の傾向が続くと予想される。

一方3歳～5歳受入施設では、対象人口を上回る定員が確保され、現状では、3歳未満の児童を含め対象児童に対する提供量が確保されている状況にある。



③ 本市域における大規模開発について

現状で、本市域では大規模な開発は着手されておらず、令和3年4月以降も対象人口の大幅な増加を見込む状況にはない。

3. 令和3年度以降の三日市幼稚園について

本市域での幼児教育等の受入体制は現時点では充足されており、このことは今後も続くと思込まれることから、三日市幼稚園の新入園児の募集を令和3年度から令和5年度まで停止し、この間は休園する。

令和6年度以降については、休園期間に対象児童の人口推移と受入体制を把握しながら、再開または廃園を判断する。

なお、休園期間中の施設は、地域と協議するなど有効活用を図るとともに、適正管理を図る。

4. 今後のスケジュール

令和2年9月号広報紙 記事掲載（市ホームページにも掲載）

令和3年3月 在園児卒業

令和3年4月 休園

以上

7月臨時市議会(補正予算)関係資料 (新型コロナウイルス感染症対策事業:教育委員会事務局抜粋)

■新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(2次)

単位:千円

NO	分類	事業名称	担当課	事業費	臨時交付金	基金	一括	算出根拠
1	7月臨時議会補正	体育施設の換気対策(更衣室等)	文化・スポーツ振興課	1,800	1,800	0	0	100万円×1カ所、20万円×4カ所
2	7月臨時議会補正	総合体育館にサーキュレーター等を整備	文化・スポーツ振興課	600	600	0	0	50 千円 × 12 個
3	7月臨時議会補正	市立小中学校のオンライン学習教材等の整備(ピンマイク)	教育指導課	832	832	0	0	4 千円 × 208 個
合計				3,232	3,232	0	0	

■国庫補助を活用した支援策

NO	分類	事業名称	担当課	事業費	国庫補助	臨時交付金	一括	算出根拠
【学校臨時休業対策費補助金】								
-	7月臨時議会補正	給食のキャンセル料	教育指導課	4,171	3,127	0	1,044	
【保健特別対策事業補助金】※臨時交付金算定率1.0 メニュー:学校再開(再)								
再	7月臨時議会補正	市立小中学校にスポットクーラーを設置(追加)※1校3台	教育総務課	6,000	3,000	0	3,000	100千円×3個×20校
再	7月臨時議会補正	市立小中学校に非接触式赤外線体温計を設置(1クラス1個)	教育総務課	1,602	801	0	801	7,7千円×208クラス
再	7月臨時議会補正	市立小中学校保健室に空気清浄器等を設置	教育総務課	3,040	1,520	0	1,520	152千円×20校
再	7月臨時議会補正	市立小中学校保健室の整備	教育総務課	5,141	2,570	0	2,571	パーテーション、簡易ベッド等
再	7月臨時議会補正	学習用端末附属品等の購入	教育総務課	6,105	3,052	0	3,053	タブレットケース、ACアダプター
再	7月臨時議会補正	支援学級在籍児童・生徒のケアにかかる備品	教育指導課	500	250	0	250	パーテーション・サーキュレーター・酸素測定器
再	7月臨時議会補正	市立小中学校のオンライン学習教材等の整備	教育指導課	6,168	3,084	0	3,084	ドリル800円×6499人 タブレットスタンド4,658円×208クラス
再	7月臨時議会補正	市立小中学校の保健衛生用品等の整備	教育指導課	670	335	0	335	かんたんマイペット購入費
【公立学校情報機器整備費補助金】※臨時交付金算定率0.8								
-	7月臨時議会補正	GIGAスクールサポーター(8/24~3/31、2人)	教育指導課	2,502	1,251	0	1,251	報酬、職員手当、旅費
【教育支援体制整備事業費補助金】※臨時交付金算定率1.0								
-	7月臨時議会補正	スクール・サポート・スタッフ(8/24~3/31)	教育指導課	9,968	4,000	0	5,968	1,006円×4H×100日×20校+旅費
-	7月臨時議会補正	学習支援員(学習サポーター・8/24~3/31)	教育指導課	1,575	945	0	630	1,500円×14人×75日
合計				47,442	23,935	0	23,507	

